

## 新潟市小額工事等契約希望者登録要綱

(目的)

第1条 市が発注する小額な工事及び修繕（以下「小額工事等」という。）の受注希望者登録等に必要となる事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小額工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、1件の契約金額が100万円以下のものとする。

(小額工事等の発注)

第3条 市は、小額工事等の契約に係る業者の選定に際しては、原則として、小額工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載されたものの中から行うものとする。ただし、有資格者名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(登録できるもの)

第4条 契約希望者として登録することができるものは、新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有するものとし、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。

(登録できないもの)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、契約希望者として登録することはできない。

- (1) 新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有しないもの
  - (2) 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの
  - (3) 新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）（以下「有資格者名簿」という。）に登載されているもの
  - (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しないもの
  - (5) 市税を滞納しているもの。ただし、市長が特に認める場合を除く。
  - (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (7) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (8) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (10) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (11) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (12) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (登録名簿への登載)

第6条 登録名簿に登載を希望するものは、別記様式第1号に掲げる申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 市税の納税証明書又はこれに代わるもの
- (3) 別記様式第3号に掲げる誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の満了日の属する年において、市長が別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録名簿に登載するものとする。また、登録名簿は、一般にも公開するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は2年間とし、以後申請に基づいて改めて登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載されたもののうち、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、別記様式第2号に掲げる変更・廃止届を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 市長は、登録名簿に登載されているものが、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。この場合において、登録を取り消されたものは、当該取り消しの前の登録の有効期間中は、再度登録することができない。

(1) 第5条に該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。



## 新潟市小額工事等契約希望者登録変更・廃止届

(あて先) 年 月 日  
 新潟市長

小額工事等契約希望者登録について、下記のとおり 変更 ・ 廃止 を届出します。

所在地又は住所	〒 新潟市		
フリガナ			申請・使用印
商号又は名称			
代表者 職・氏名			
電 話		F A X	

### 変更事項 【※従業員数変更の届出は必要ありません】

番号	変更項目	変更前	変更後	変更年月日 (備考)
1				
2				
3				

### 廃止理由 ※該当するところを○で囲む

① 新潟市契約規則第 6 条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）へ登録のため （ 月から） ② 廃業のため ③ その他（	)
--	---

### 添付書類

- ・ 業種の変更又は追加で、資格・免許等が必要な業種の登録を希望する場合は、それらを証明する書類の写し
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書(別記様式第3号) 《代表者を変更された方のみ》

## 暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

新潟市長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 職・氏名<sup>(ふりがな)</sup>

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

当社（私）は、貴市の小額工事等契約希望者登録申請にあたり、次の事項について誓約します。  
また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、登録の取消、入札参加停止、契約解除などのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

- 1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市が必要と認めた場合には、当社（私）が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な役員等の名簿（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。